

審査基準・標準処理期間

所属名	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場係
内線番号	76

No.	項目	内容
①	処分名	漁港施設処分の許可
②	法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律
③	法令番号	平成25年法律第137号
④	根拠条項	第37条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)
⑥	審査基準	・漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準(平成13年3月30日付け12水港第4829号水産庁長官通知)別添1の基準によるものとする。 1. 漁港法第37条第1項の規定に基づく漁港施設の処分の許可の基準
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)申請のあった日から60日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)
⑪	問合せ	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当(0772-22-4436)
⑫	備考	京都府漁港管理規則第2条第1項(2)に定める様式にて申請のこと。